

令和2年（行ウ）第10号

久米至聖廟撤去を怠る事実の違法確認等請求（住民訴訟）

原告 金城照子 外1名

被告 那覇市長 外1名

準備書面1（原告）

令和2年9月7日

（次回期日：令和2年9月9日）

那覇地方裁判所民事第1部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 徳 永 信

弁護士 岩 原 義 則

別訴事件の大法廷回付について

1 大法廷への事件回付

本件と同じく久米至聖廟の設置に関する政教分離原則違反を問題とする別訴につき、最高裁第三小法廷は、令和2年7月29日、原告金城照子による上告受理申立事件（令和2年（行ヒ）第262号）を上告審として受理することを決定し（甲6）、被告の補助参加人である一般社団法人久米崇聖会が申し立てた上告事件（令和元年（行ツ）第222号）とともに大法廷に回付した（甲

7)。

因みに、被告による上告事件（令和元年（行ツ）第223号）は却下され、被告の上告受理申立事件（令和元年（行ヒ）第261号）及び補助参加人による上告受理申立事件（令和元年（行ヒ）第260号）は上告審として受理されなかった（甲8、9）。

2 違憲判断の可能性

大法廷への事件回付は、①法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを判断するとき（但し、意見が前に大法廷でした、法令等が憲法に適合するとの裁判と同じであるときを除く。）（裁判所法10条1号）、②法令等が憲法に適合しないと認めるとき（同条2号）、③憲法その他の法令の解釈適用について、意見が前に最高裁判所のした裁判に反するとき（同条3号）、その他の場合になされる（最高裁判所事務処理規則9条参照）。

別訴事件の福岡高等裁判所那覇支部平成31年4月18日判決（甲5）は、最高裁大法廷平成22年1月20日判決・民集64巻1号1頁に基づいて被告の使用料を減免する処分を違憲であるとするものであると同時に、原告金城照子の全面勝訴とした一審判決（甲4）を変更し、同人を一部敗訴させるものであった。

大法廷判決によって上記最高裁判決にかかる判例変更がなされるとすれば、原告金城照子の全面敗訴ということになる。その判例変更がなければ、一審判決・控訴審判決と同じく減免処分を違憲とする判決となると解される。

併せて原告金城照子の上告受理申立てが上告審として受理され、一部敗訴を逆転する可能性が膨らんだことを考えると、希望的観測を含め、後者の可能性が大であると思料する。

以上